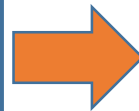


## ○福島市いじめ防止基本方針の改定の理由

本市で発生した、市立小学校のいじめ重大事態の対応において、学校及び市教育委員会に様々な問題点があったことが「福島市いじめ問題対策委員会専門部会」の調査報告書で指摘を受けた。本市ではその問題改善のため、令和4年12月に「いじめ問題対応改善有識者会議」を設置し、いじめ対応の改善に関して諮問を行い、令和5年5月29日、市長及び教育長に対し答申が行われた。本市ではその答申を受け、「福島市いじめ防止等に関する条例」の一部を改正するとともに、「福島市いじめ防止基本方針」の改定を行うこととした。

## ○ いじめ問題対応改善有識者会議からの答申概要

- (1) 市長部局を含めたいじめ問題への対応強化→「対応プロセスの明確化及び法・条例・市基本方針の整合性」
- (2) 教育委員会の改革(教育委員会会議及び教育委員会事務局等の役割(いじめ防止サポートチームの役割))
- (3) いじめ問題対応スキームの明確化(市教委の恣意的な判断をなくす(「必要があると認めるときの」文言見直し))
- (4) 子どもと家庭を支える体制の強化(各機関との連携)
- (5) 教職員の資質向上に向けた取組(教職員のリーガルマインドの涵養・児童等の内面理解に基づいた研修)



## 福島市いじめ防止基本方針の改定について

基本方針 ① 新条例を受けて改定する

② 調査報告書から指摘された課題と答申書の内容を踏まえて改定する

改定内容 ○いじめ問題及び重大事態への対応フロー図の掲載(学校及び教育委員会事務局の的確な対応に向け作成)

○各種研修の充実(教職員の資質向上に向けた研修)

○いじめ防止サポートチームの新たな位置付け

○学校の組織的対応の在り方

○市の関係機関との連携強化及び総合教育会議の在り方

○セルフチェックシートの活用

○「いじめは現に起きている」という危機意識を高めること。→早期発見・対応につなげる

○重大事態を調査する3つの組織の役割と構成メンバー等について明記

(基本、不登校重大事態は、学校が設ける調査組織で調査を行う。学校の対応では重大事態の対処及び同種の事態発生の防止につながらないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、教育委員会に設ける組織により調査を行う。「福島市いじめ重大事態調査委員会」による調査は、基本、第1号重大事態※とする。)※いじめにより児童等の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いがある場合

○「福島市いじめ問題対策委員会」の役割

●令和4年12月に文部科学省から発刊された「生徒指導提要」内容を追加



## 「福島市いじめ防止等に関する条例」の一部を改正

- ① いじめの基本認識を一新  
「いじめは「現に起きている」
- ② 重大事態が発生したら  
必要があると思いますが認めるとき → 削除
- ③ 重大事態の調査を3つの調査主体で行う。  
旧条例では → 「福島市いじめ問題対策委員会」  
新条例では ア:福島市いじめ重大事態調査委員会  
イ:教育委員会事務局に設ける組織  
ウ:学校に設ける組織

